

【電子的診療情報連携体制整備加算3について】



当院は、厚生労働省が定める施設基準を満たし、「電子的診療情報連携体制整備加算3」を算定しております。

当院では、質の高い医療を提供するため、以下の体制を整備しております。

- ・オンライン請求を行っております。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- ・オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を、診察室等で閲覧または活用できる体制を有しております。
- ・診療報酬明細書を患者様に無償で交付しております。
- ・マイナ保険証の利用促進に取り組んでいます。
- ・マイナポータルの医療情報等に基づき、患者様からの健康管理に関する相談に応じる体制を有しております。
- ・医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

これらの体制により、初診時に「電子的診療情報連携体制整備加算3」（4点）を月1回に限り算定いたします。

ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

2026年6月1日 南やのめ皮膚科クリニック 院長 三浦貴子

当院では、医療従事者の処遇改善を目的とした「ベースアップ評価料」を算定しております。

この評価料は、医療現場で働く職員の賃金改善を図り、質の高い医療を継続して提供するために設けられた制度です。

患者さまにご負担いただく診療費の一部は、医療従事者の処遇改善に充てられます。

今後も安心・安全で質の高い医療の提供に努めてまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

院長 三浦貴子

医療情報取得加算について

・初診時

当院はマイナンバーによる保険証（マイナ保険証）の利用により、質の高い医療提供に努めている医療機関です。患者さんによりお預かりした、受診歴・薬剤情報・特定健診情報・その他の必要な診療情報は適切に管理・活用し診察を行います。

○医療情報取得加算：1点

・再診時

○医療情報取得加算：1点

（3ヵ月に1回に限り算定）

マイナ保険証によるオンライン資格確認のご利用に、ご理解・ご協力をお願いいたします。

一般名処方加算について

当院は患者さんに必要な医薬品を確保するため、医薬品の供給状況を踏まえつつ、薬局とも連携のうえ、一般名処方（お薬をメーカー・銘柄を指定せず記載すること）をおこなっております。

一般名処方加算（処方箋の交付1回につき）

○一般名処方加算1（後発医薬品のある薬剤はすべて一般名で処方） 10点

○一般名処方加算2（後発医薬品のある薬剤を1品目でも一般名で処方） 8点

一般名処方により、特定の医薬品の供給が不足した場合でも患者さんに必要な医薬品を提供しやすくなりますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。なお、ご心配なことなどございましたら、お気軽にご相談ください。